

かつしか 区議会だより

平成30年第4回定例会

11月	29日	本会議（一般質問等）
	30日	本会議（一般質問、議案の付託）
12月	3～6日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	7日	議会運営委員会理事会
	10～12日	特別委員会（地域活性化対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	14日	議会運営委員会
	17日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭挨拶 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.239 平成31年（2019年）1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



新春はしご乗り

固定資産税及び都市計画税に係る 軽減措置の継続を求める意見書を可決

今回の定例会では、7名の議員から区政一般質問が行われたほか、平成30年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする区長提出議案等16件

と、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書（下欄参照）などの議員提出議案3件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

- 東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。
- ①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以降も継続すること。
 - ②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成31年度以降も継続すること。
 - ③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65％に引き下げる減額措置を平成31年度以降も継続すること。

認知症施策の推進を求める意見書

国会及び政府に対し、認知症施策のさらなる充実、加速化をめざし、基本法の制定も視野に入れた、次の事項に取り組むことを強く求める。

- ①国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

- ②認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

- ③若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

- ④認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づく様々な情報の活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

無戸籍者問題の解消を求める意見書

政府に対し、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍者問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、次の事項に早急に取り組むことを強く求める。

- ①強制認知の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。

- ②関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができることとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。

- ③嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。